

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 7 件

三重国民年金 事案 950

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

昭和 62 年 2 月に会社を退職後、国民年金に加入した。申立期間は専門学校に通っていた時期であるが、国民年金には中途加入だったため、将来、年金を満額もらえないといけないと思い、未納なく国民年金保険料を納めたはずである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、昭和 63 年 6 月 10 日に、国民年金被保険者資格喪失年月日を 62 年 10 月 3 日から同年 4 月 1 日に訂正する処理が行われていることが確認できることから、63 年 6 月 10 日に喪失年月日を訂正するまでは、申立期間のうち 62 年 4 月から同年 9 月までについては、国民年金の加入期間として取り扱われていたものと推認できる。

また、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から判断して、昭和 62 年 7 月に行われたと考えられるところ、当時、国民年金保険料は、3 か月を一期として、各期の翌月末までに納付することとされていたことから、同年 7 月の時点で、申立期間のうち、昭和 62 年度第一期及び同年度第二期の期間である 62 年 4 月から同年 9 月までの期間については、現年度保険料として保険料を納付する必要性が高かったものと考えられる。

さらに、申立人が、加入手続を行った昭和 62 年 7 月に、遡^{そきゅう}及して国民年金被保険者資格を取得した同年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を過年度納付していることや、申立期間後の保険料についてもすべて納付されていることなどを勘案すると、申立期間のうち 62 年 4 月から同年 9 月までについて、あえて保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間のうち昭和62年10月から63年3月までについては、資格喪失処理を行った正確な時期は不明であるものの、同年6月10日の時点で、既に未加入期間であったことがうかがわれ、通常、未加入期間について国民年金保険料を納付することは考え難い上、当該期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人に聴取しても、当時の国民年金保険料の納付方法等についての記憶は曖昧^{あいまい}であり、保険料納付の状況が不明である上、ほかに申立期間のうち昭和62年10月から63年3月までについて、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 951

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年度のうち 4 か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年度のうち 4 か月

国民年金保険料は、ずっと地区の納付組織の集金により納付していた。昭和 51 年度のうち 4 か月間のみ未納であるとは考えられない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短期間である上、申立人は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、60 歳に到達するまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと思われる。

また、申立期間前後の国民年金保険料の納付状況は不明であるものの、A 市の国民年金被保険者名簿をみると、納付日が確認できる昭和 43 年度から 49 年度までについて、すべて 3 か月ごとに現年度納付されており、定期的な保険料納付が行われていたことがうかがわれる上、申立期間当時、申立人に転居等生活環境の変化も無かったと考えられることから、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和 51 年度のうち 4 か月が未納とされているため、本来、国民年金被保険者台帳を特殊台帳として保存することとされているにもかかわらず、申立人の特殊台帳は保存されていない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 1345

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月30日から同年12月1日まで

私は、申立期間において継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録には1か月の空白期間がある。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍期間証明書、同社の労務担当者の供述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年12月1日に同社C本社から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったと思われるとしている上、事業主が資格喪失日を昭和47年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1346

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成19年12月10日の標準賞与額を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び事業主から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 952

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から54年1月まで

昭和47年3月に会社を退職後、母親が市役所で私の国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料についても納付してくれていた。結婚後は、夫が手続きを行い、保険料は私が納付していた。国民年金への加入が54年2月ということとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人又は申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は昭和47年12月に婚姻しているが、申立期間のうち婚姻するまでの期間について、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親も高齢等のため聴取に応ずることができないことから、当該期間に係る国民年金の加入状況及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、昭和54年2月に国民年金の加入手続きを行った記憶は無いと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年同月に任意加入により払い出されていることから、申立人の加入手続きはそのころ行われたものと考えられる上、申立人の夫は厚生年金保険に加入していることから、婚姻後の期間については任意加入対象期間となり、加入手続きを行った時点から遡及して国民年金そきゆうに加入することはできず、申立期間は未加入期間となっているほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳においても、国民年金の被保険者となった日として「昭和54年2月19日」と記載されている上、当該年金手帳は、

その記載内容等から判断して、昭和54年2月にA市B区において加入手続を行った際に交付されたものであるとみられるが、申立人は、51年4月ごろから同区に居住していたとしており、通常、同じ区において継続して保険料を納付しておきながら、54年2月に新たに別の国民年金加入手続を行うことは考え難いことから、申立人は、それまで国民年金に加入していなかったものとするのが自然である。

加えて、申立期間は約7年と長期に及んでいる上、申立人は、申立期間において3市に居住しており、長期にわたり、かつ、複数の市において、行政側の事務処理に過誤が生じたとは考え難い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 953

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から58年3月までの期間及び59年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年11月から58年3月まで
② 昭和59年4月から61年3月まで

国民年金の加入手続は母親が行い、国民年金保険料についても、母親が、集金に来ていた人に、自分たち夫婦の分と一緒に私の分も支払っていた。

結婚して3年後ぐらいに、社会保険事務所(当時)から連絡が来て、妻が私の国民年金の手帳と厚生年金保険の手帳を持って行った時、窓口で未納期間が無いことを確認している。国民年金の手帳には、印が押してあったことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、職権により払い出された記号番号であり、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和61年4月ごろに払い出されたものとみられるが、その時点では申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の母親は、A市において、申立人が20歳に到達した時から国民年金に加入し、自分たち夫婦の分と一緒に申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、戸籍の附票によると、申立人は、申立期間①を含む昭和54年4月11日から58年3月11日まではB市に住民登録を有していることから、当該期間について、A市において国民年金に加入し、保険料を納付することはできず、申立人の母親の供述に不合理な点がみられる。

加えて、申立人の母親は、申立期間①以降、継続して申立人の国民年金保険料を納付していたため、申立期間②についても保険料を納付しているはずであるとしているが、上記のとおり、申立期間①について、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことは考え難い上、申立期間①及び②は、昭和58年4月1日から59年4月21日までの厚生年金保険加入期間を挟んだ期間であるが、申立人の母親は、申立人の国民年金に係る手続は、すべて当時の集金人に任せていたとしているため、当該厚生年金保険加入期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続の状況が不明であるほか、オンライン記録によると、平成21年11月に国民年金手帳記号番号が基礎年金番号(厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号となっている。)に統合され、この時、上記の厚生年金保険加入期間に合わせて国民年金被保険者資格の追加及び喪失処理が行われていることが確認でき、申立期間当時、当該厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に合わせて国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続が行われていたものではない。

その上、申立人の妻は、以前、申立人が青色の年金手帳を所持しており、その手帳に、申立期間に係る国民年金保険料の納付を示す検認印が押されていたとも主張しているが、申立期間当時、年金手帳は国民年金と厚生年金保険共通のオレンジ色のものが交付されていた時期であることから、申立人が、当時、青色の年金手帳を所持していたことは考え難い上、既に印紙検認方式による保険料納付も行われていない時期であるため、年金手帳に保険料納付を示す検認印が押されることも考え難い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1347

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
私は、昭和 28 年 4 月 1 日から 29 年 6 月 21 日まで A 社（現在は、B 社）で継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B 社から提出された申立人の失業保険被保険者離職票により、申立人が同事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間当時に A 社において厚生年金保険被保険者であった同僚の被保険者記録を調査したところ、複数の同僚についても申立人と同時期に被保険者記録の欠落がみられ、当該同僚のうち一人は「自分は一度会社を辞めているが、その期間以外にも厚生年金保険の記録が欠けている。」と供述していることから、同社の事業主は従業員の一部について一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 社に照会したところ、「確認できる書類が見つからないため、申立てどおりの届出及び申立期間に係る保険料を納付したかは不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A 社の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和 28 年 4 月 1 日資格取得、同年 5 月 1 日資格喪失、同年 8 月 1 日資格再取得、29 年 6 月 21 日資格喪失となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1348

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 21 日から同年 12 月 21 日まで
私は、昭和 36 年 8 月から平成 11 年 2 月まで A 社（現在は、B 社）C 工場に勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された厚生年金記録台帳によると、申立人の記録は昭和 36 年 8 月 1 日資格取得、37 年 11 月 21 日資格喪失、同年 12 月 21 日資格取得と記載されている上、備考欄には、契約満了を意味するとみられる「契満」の文字が記載されていることが確認できる。

また、D 健康保険組合に照会したところ、「申立人の当組合における資格取得日は、昭和 37 年 12 月 21 日であり、資格喪失日は平成 11 年 2 月 21 日であることが確認できるが、以前の履歴は不明である。」との回答があった。

さらに、A 社 C 工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番(昭和 36 年 6 月 1 日資格取得)から*番(昭和 36 年 10 月 21 日資格取得)までを調査したところ、申立人(昭和 36 年 8 月 1 日資格取得)を除く 38 人のうち、被保険者記録に 1 か月から 3 か月の未加入期間の存在する同僚が 14 人確認できる上、申立期間当時、同社 C 工場において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、そのうちの一人は、「臨時工から正社員に登用される際、一旦解雇され、10 日から 1 か月半ほど休んだ後、再雇用されるという仕組みがあった。」との回答があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1349

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月9日から29年3月1日まで

私は、昭和24年12月21日から29年2月末までA社（現在は、B社）に勤めており、年金手帳にも同社において被保険者でなくなった日は、「昭和29年2月」と記載されている。

年金手帳が厚生年金保険被保険者期間の証明であると思っているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に、A社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の被保険者資格の取得状況について確認できる供述を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「当時の資料が残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和27年2月9日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人の年金手帳の厚生年金保険記録における「被保険者でなくなった日」欄の記入について年金事務所に照会したところ、「社会保険事務所（当時）が、当該欄について記入することは無い。」との回答があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1350

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月21日から同年7月1日まで

A社（現在は、B社）がC市で新規に営業を始めるため、申立期間は同社の営業所で開業の準備をしていた。厚生年金保険はそのまま継続しているはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社のC市の営業所において昭和41年7月1日まで勤務していたとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、A社において、昭和40年5月18日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、41年1月21日に資格を喪失していることが確認できる。

また、C市における新会社について、商業登記簿謄本によると、A社は、昭和41年4月25日にD社から商号変更している上、オンライン記録によると、同社は、42年11月21日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、適用事業所でないことが確認できる。

さらに、申立人が記憶している二人の同僚のうち、連絡の取れた一人は、「申立人が辞めるまで一緒に勤務していたが、C市に行った話は知らない。」と供述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の被保険者資格の取得状況について確認できる供述を得ることはできなかった。

加えて、A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄には、健康保険被保険者証が返納されたことを示す「証返」の記載があり、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「申立期間における資料が無いため不明。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の雇用保険の記録を調査したところ、申立人は、E社において昭和40年5月18日資格取得、41年1月20日離職となっており、オンライン記録のA社における厚生年金保険の被保険者記録と一致している上、申立期間に係る雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1351 (事案 891 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月から27年10月8日まで

前回、申立期間について年金記録の訂正について必要ない旨の通知を受けた。年金事務所との電話で、A社が申立期間当時30人同時に募集していたと聞いたが、それは間違いである。終戦後のため社会保険事務所(当時)が誤った事務処理をしてできた空白の4年間であることを確信している。再度調べて、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、i) 申立期間にA社において厚生年金保険被保険者であった同僚4人の供述により、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたとは言えない状況がうかがえること、ii) 申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について、当該事業所に照会したところ、「当時の資料は残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかったこと、iii) 健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年3月11日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料や事情の提示は無く、社会保険事務所の誤った事務処理によるもので納得できないと主張しているが、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿からA社で新規に取得した厚生年金保険記号番号は、昭和27年10月15日に払出していることが確認できる上、厚生年金保険被保険

者台帳の記録もオンライン記録と一致している。

また、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者であった二人の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が先輩としている同僚が昭和26年8月1日に資格取得していることが確認できることから、同社においては必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたとは言えない状況が改めてうかがえる。

したがって、新たに調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月ごろから 49 年 4 月 9 日まで

私は、知り合いの紹介でA社に昭和 47 年 8 月ごろ入社し、1か月後に健康保険証を受け取り 49 年 8 月ごろに返納した。同社での仕事は一般土木で、重機の運転もした。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人より提出された作業日誌の記録及び雇用保険の加入記録から、申立人がA社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社において厚生年金保険被保険者であった同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、そのうちの一人は、「私は、A社で運転手として勤務した。10年くらい勤務していたが入社から1年8か月は厚生年金保険の記録が無かった。」と供述していることから、同社においては必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、A社は平成 11 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本により判明した元代表取締役は既に他界しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 5 月 1 日から 7 年 8 月 31 日まで
申立期間の月給は 50 万円だったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得時における標準報酬月額は、平成 6 年 5 月においては 36 万円であったが、同年 6 月に 11 万 8,000 円に訂正され、同年 7 月には 20 万円に訂正されている。

一方、申立人は給与明細書等の給与支払額や厚生年金保険料の控除額を証明できる資料は無いが、給与支払額は月額 50 万円であったため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしいと申し立てている。

しかし、当該事業所は平成 7 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、代表取締役であった申立人は、申立期間に係る賃金台帳及び給与明細書等の資料を保管していないため、当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

また、申立人は上記訂正に係る届出は行っていないとしているが、社会保険関係の手続は申立人自身が行っていたと供述している上、オンライン記録によると、平成 6 年 10 月における定時決定の標準報酬月額は 20 万円と記録されており、B健康保険に照会したところ、申立人は資格喪失後、健康保険任意継続被保険者の資格を取得し、その標準報酬月額も 20 万円であったことが確認できることから、申立人は標準報酬月額について承知していたことがうかがわれる。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。